

後期高齢者医療 (長寿医療)のしくみ

シリーズ③

入院したとき



住民税が非課税の世帯の方は、入院したときの食事代などが減額されます。あらかじめ、役場担当窓口で申請をしてください。

平成20年度の市町村民税が非課税の世帯に属する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請することができます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

*病院に提示すると入院時の食事代などの自己負担額が減額されます。
*申請をした月の初日から有効です。

区分	食事負担額 (1食あたり)	
現役並み所得者・一般	260円	
市町村民税が 非課税の世帯 に属する方	低所得者Ⅱの方の 90日までの入院	210円
	低所得者Ⅱの方の 90日を超える 入院(91日目から)	160円
	低所得者Ⅰの方	100円

申請の手続き

申請手続きには、被保険者証と認印が必要です。

入院するときは

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を必ず被保険者証と合わせて病院の窓口で提示してください。

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けずに、または、提示をせずに病院の窓口で食事代

緊急肝炎ウイルス検査事業について(無料)

目的:緊急肝炎ウイルス検査事業は、かかりつけ医等の医療機関において、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査を実施するとともに、陽性者等に対して事後指導を行い、必要に応じて指定する治療医療機関への受診を勧奨し、患者の早期発見、早期治療につなげることを目的としています。また、より多くの県民が肝炎ウイルス検査を積極的に受検し、早期に適切な治療につなげていくことができるように、受検者の検査費用を公費とするとともに、県下全域で検査できる体制が整えられています。

1、実施期間(医療機関での検査実施期間)

平成20年5月1日～平成21年3月31日

2、検査対象者

高知県内に住民登録または外国人登録している方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者

3、検査実施場所

高知県内の委託医療機関
(かかりつけ医療機関にご確認ください。)

4、検査料金

無料(受検者から検査費用は徴収しません。)
四万十市右山字明治383-8
社団法人幡多医師会 ☎34-3086



子どもの予防接種を保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です

子どもが定期予防接種を受ける場合、保護者が同伴することが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受ける子どもの健康状態をよく知る親族の方などが同伴し、接種を受けることが可能です。
ただしその場合は、同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状を医

○お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課 国保係
☎ 43-2116(直通)
佐賀総合支所健康福祉課 保険福祉係
☎ 55-3112(直通)

対象になる方で入院される場合は、お早めに交付申請の手続きをしてください。

などを支払われた場合、原則として、入院時にさかのぼって食事代などの差額は、お返しできないこととなっています。

子どもが定期予防接種を受ける場合、保護者が同伴することが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受ける子どもの健康状態をよく知る親族の方などが同伴し、接種を受けることが可能です。

○お問い合わせ
健康福祉課 保健衛生係
大方総合支所
☎ 43-2836(直通)
佐賀総合支所
☎ 55-7373(直通)



療機関へ提出する必要がありません。
委任状が必要な方は、保健衛生係までご連絡ください。